

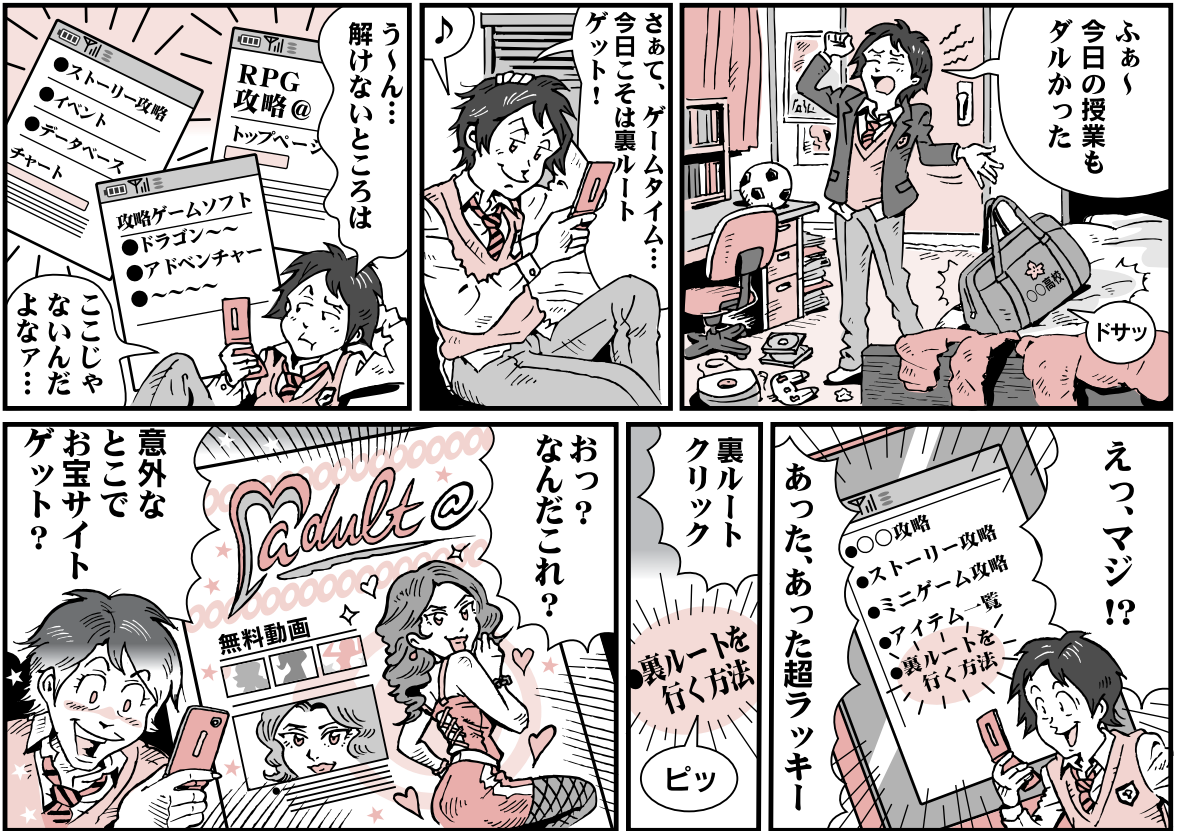
わたしは ダメサレナイ!!

第11話 未成年者のサイトアクセス、 契約による高額請求トラブル

●監修 樋山 昌子 (ひやま・まさこ)

東京都消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか?ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫!」なんて甘く考えてはいませんか?実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。



誘われるままにクリックしたら…

学生や未成年者は、社会経験にも乏しく、さまざまな取引の知識なども浅い場合がほとんどです。そういった未成年者をねらったインターネットでの契約トラブルが頻発しています。

主なトラブルとしては「お得なポイント情報が手に入ります!」「レアな映像必見!」などの誘い文句によって、内容をよく確認しないままクリックすると、いきなり「会員登録されました」と表示され、高額な請求メールが届くパターンが多いようです。

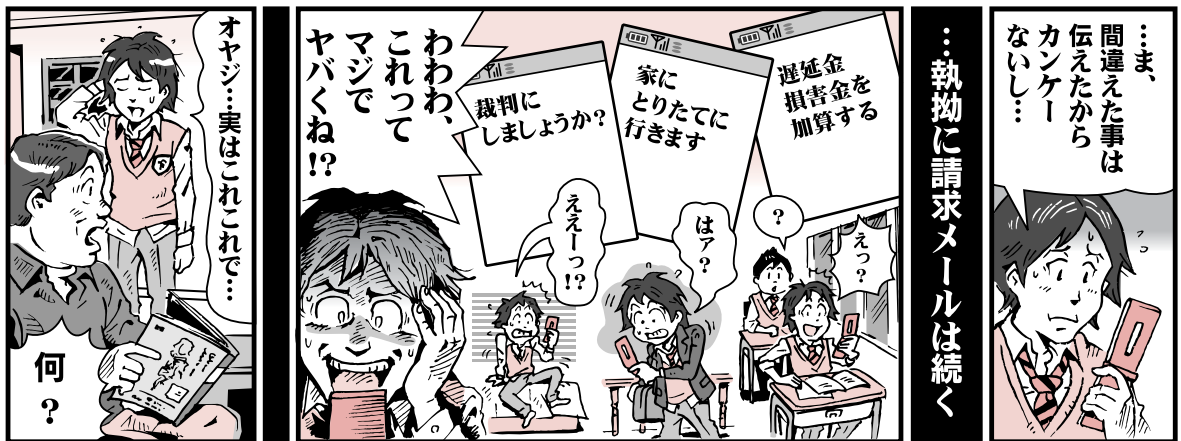
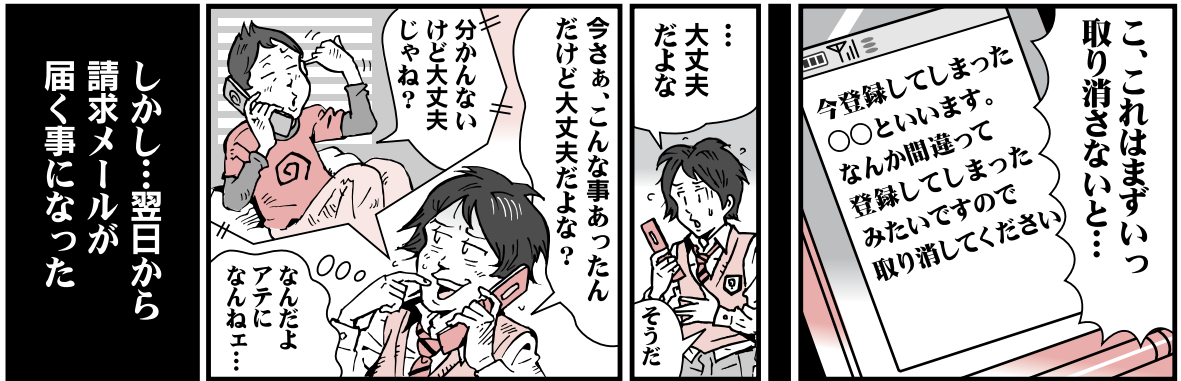
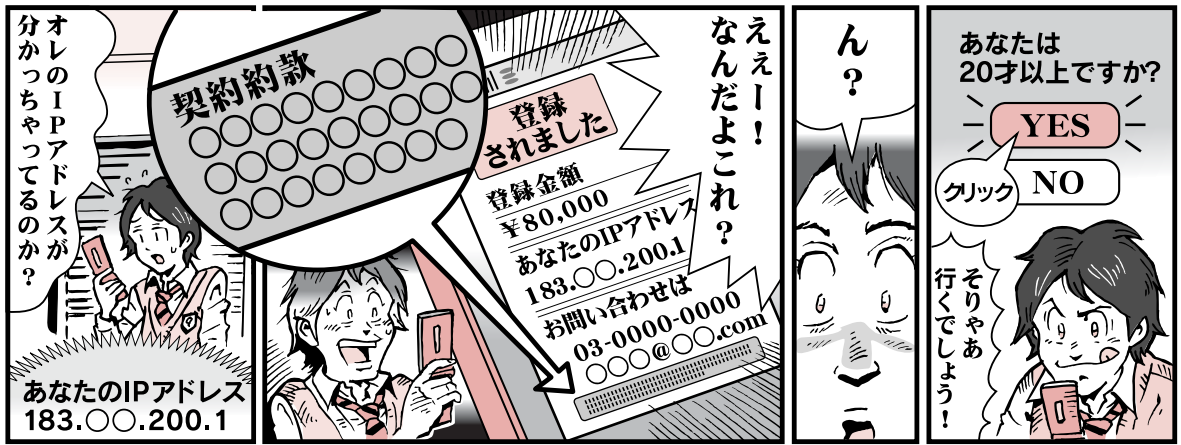
このマンガの例のようなアダルトサイトのほか「ゲームなどの攻略サイト」や「芸能人の秘密教えます」といった10代の若者が特に興味のあるようなコンテンツの中にリンクがはらわれているケースが多く見受けられます。

ポイント1
年齢を答えただけでは
契約は成立しない

こうした悪質な請求のワナにひっかからないためには、怪しいサイトの入り口をクリックしないことが一番です。しかし、好奇心に負けてうっかりクリックしてしまうこともあるでしょう。

今回例に挙げたアダルトサイトの入り口では、年齢を確認する画面が出てきます。好奇心からつい年齢をいつわってクリックすると「登録されました」と画面に表示されますが、尋ねられた年齢に答えたただけでは契約は成立しません。

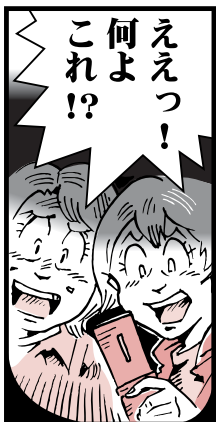
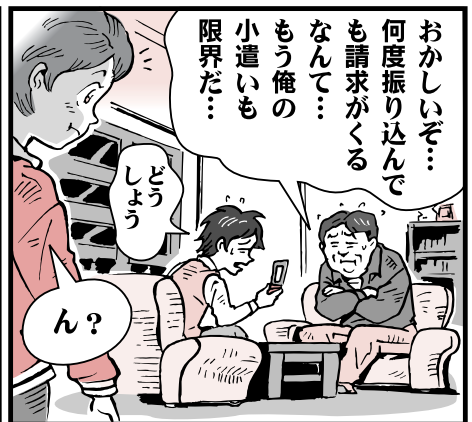
ポイント2
悪質業者に自分を特定する
手がかりを与えない



マンガの例のように、「あなたのIPアドレス」などと表示されると、いかにも個人が特定されたように感じるかもしれません。しかしこれはネットワークに接続されたコンピュータなどに割り振られた識別番号です。プロバイダ(インターネット接続サービス業者)経由で接続する場合、接続ごとにIPアドレスが変わるものと、IPアドレスが固定のものがあります。どちらの場合でも、通常、IPアドレスのみから個人を特定することはできません。

しかし、契約やIT関連についての基本的な知識が不足していたり、「20才以上」とウソをついた後ろめたさのために、慌てて登録取り消し依頼のメールを送ってしまうと、かえって悪質業者にあなたのメールアドレスを教えることとなります。不審な画面が出てきたからといって慌てて解約や取消退会のメールを送信したり、電話をすることはやめましょう。

一度悪質業者にあなたの情報が伝わってしまうと、毎日のように督促の連絡がきます。最初は「振り込んでください」といったお願い口調ですが、徐々に「支払わないと家や学校に行く」「裁判にする」と督促内容がエスカレートしていきます。そんな督促に負けてお金を振り込んでしまうと、今度は「支払いが確認できない」「延滞金が発生している」などと言いがかりをつけるように、督促は延々と続く場合が多いようです。つまり、こちら側から悪質業者へアクションすることそのものが、悪質業者の「見込み客」となっていくのです。万が一、メールで請求が送られてきても、契約は成立していないので、支払義務はありません。また親の同意がない未成年者の契約は、取消ができません。



この物語はフィクションです

ポイント3(保護者の方へ)

子どもが相談しやすい環境を作るとともに、契約の基本的な知識を伝えよう

こうしたトラブルに巻き込まれないようにするには、怪しげなサイトを閲覧しないのももちろんのこと、未成年者用のフィルタリングソフトを導入するといった方法もあります。しかし、最近では、一見すると何の変哲もないサイトに仕立てられているなど、その技術は巧妙になり、インターネット上のトラブルを機械的に防止する有効な手立てはほとんどないと考えておくべきでしょう。また、アダルトサイトなどにひっかかってしまうと子どもから両親には相談しにくいものです。日ごろから年ごろのお子さんが相談しやすい環境を作っておきましょう。例えばインターネット上の取引では、最後に「確認画面」が用意され、契約内容をチェックできることになっています。この確認画面がない場合はトラブルになる可能性があるのです、すぐに切断するなどの基本動作を伝えておきましょう。契約についての基本的な考え方も話してあげれば、良い消費者教育へとつながります。

日常の親子の会話の中で、マンガの例のようなトラブルに気がつけるための話題をさりげなく交えるなど、家庭の中で自然に防犯知識を増やし、相談ができる環境作りを考えてみてはいかがでしょうか。

★こうした被害に遭遇した場合は、支払う前に、まず消費生活センターなどに相談ください。

【詳しい情報】

- 全国消費生活センターを
http://www.kokusen.go.jp/map/index.html
- 東京へのごWEB http://www.shouhiseikaku.metro.tokyo.jp/sodan/s_faq/ksfk_misehen.html